

第2章 緑のまちづくりの考え方

ここでは本計画がめざす緑の将来像と計画期間内の目標、緑の質を高めるための取り組みの基本方針と緑のネットワークの考え方、そして、それらを踏まえた公園づくりの考え方について示します。

1 緑の将来像

総合計画では、まちづくり構想において、本市の将来の姿として4つの「ありたいまち」を示しています。本計画は、緑のまちづくりに関する総合的な計画であるとともに、総合計画の部門別計画であることから、本計画においても、この4つの「ありたいまち」に即した緑のイメージを、緑の将来像として設定します。

また、前回計画の目指すまちのイメージである「水とみどり そして 人が輝くまち あまがさき」は、緑の将来像全体を表す計画のキャッチフレーズとして引き継ぎます。

[緑の将来像]

「人が育ち、互いに支えあうまち」の緑

- 市内の緑を舞台に、人が集い様々な活動が行われ、交流が生まれている。
- 緑の中で、子どもたちが元気よく駆け回っている。
- 緑に関心を持つ人が増え、子どもからお年寄りまで、様々な人が参加・協力して、地域の緑のまちづくりに取り組んでいる。
・・・など

「健康、安全・安心を実感できるまち」の緑

- 公園や河川・水路沿いの遊歩道などを利用した散策・ウォーキングやレクリエーション、緑の癒し効果などで市民の心身の健康・体力増進が図られている。
- 災害時の一時避難地や避難経路が確保され、延焼や被害の拡大を防止する緑が充実し、災害に強いまちとなっている。
- 緑の活動を通じて地域の絆が深まり、地域で見守る安心・安全なまちとなっている。
・・・など

「地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」の緑

- 緑を通じてまちの魅力が広く市内外に知られ、多くの人が市内を訪れている。
- 市の顔となる駅前や幹線道路沿いでは魅力ある花や緑があふれ、市内外の多くの人が魅力を感じるまちになっている。
- 商店街や住宅地、臨海部の工業地など、それぞれに特色ある緑がまちを彩り、身近に四季を感じることができる。
・・・など

「次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」の緑

- きれいな空気、水に囲まれ、快適で潤いのある緑豊かなまちとなっている。
- 身近な緑や水辺で、植物や鳥、昆虫、魚などの生き物や、多様な植物がみられる。
- 多様な主体により、緑が守り生まれ、美しく誰もが快適に利用できる場となっている。
・・・など

[計画のキャッチフレーズ]

水とみどり そして 人が輝くまち あまがさき

2 計画の目標

総合計画では、4つの「ありたいまち」の実現に向けた取り組みを進めることで、本市が、住み続けたい、住んでみたい、と思われる魅力的なまちになることを目指しています。

そこで、緑の将来像の実現により「緑を通じてまちの満足度を高める」ことを、本計画の成果目標として設定します。

目標を測る指標は、本計画が緑によるまちづくりを進める計画であることから、「緑に対する満足度」とし、市民アンケートにより把握します。

なお、まち全体の満足度については、総合計画の進捗により把握します。

成果目標

緑を通じてまちの満足度を高める

◆指標：『緑に対する満足度』市民アンケート調査

現状（平成24年度調査時）	：	40ポイント※
		↓
目標年次（平成35年度）	：	上昇させる

※有効回答者（711人）のうち、満足（19人）を100pt、やや満足（66人）を75pt、普通（316人）を50pt、やや不満（234人）を25pt、不満（76人）を0ptとして、加重平均した値

3 基本方針

緑をめぐる法制度や社会情勢の変化、総合計画などの上位計画や関連計画、本市の緑の現状と課題などを踏まえ、緑の質を高めるための4つの基本方針を設定します。

関わる

《基本方針1》 多様な主体が関わり、 みんなで緑のまちづくりを進めましょう

気軽に緑のまちづくりに参加できる場や機会の充実をはじめ、多様な主体の育成・連携により、みんなで緑のまちづくりを進めます。

活かす

《基本方針2》 暮らしや様々な活動、 まちづくりに緑を活かしましょう

暮らしの豊かさを実感できるよう、様々な活動の場として緑を活かすほか、まちの魅力となる緑の情報発信を行い、まちづくりに緑を活かします。

守り
育てる

《基本方針3》 まちの緑を守り育て、 次世代へ引き継ぎましょう

緑のもつ環境や文化、防災などの多様な機能を維持するとともに、さらに発揮するよう、まちの緑を健全に守り育て、次世代へ継承します。

工夫して
つくる

《基本方針4》 工夫して新たな緑づくりを進めましょう

限られた空間の中で、魅力的と思える緑や、身近な緑の充実により、市民が実感・満足できる緑づくりを進めます。

基本方針1 多様な主体が関わり、 みんなで緑のまちづくりを進めましょう

関わる

現在、市民や事業者が主体となった緑のまちづくりの取り組みが市内各地で進められている一方で、参加者の高齢化、団体数の伸び悩み、活動の固定化といった課題がみられます。

緑の質を高めていくためには、緑の創出や維持管理などの緑のまちづくりにおいて、多様な主体が関わって取り組んでいくことが不可欠です。

そこで、既に始まっている市民や事業者が主体となった取り組みをさらに広げていくとともに、若い世代をはじめ幅広い世代が身近な緑に関心を持てるよう、気軽に緑のまちづくりに参加できる場や機会の充実、地域の緑のまちづくりを担っていく人材や団体の育成・連携により、みんなで緑のまちづくりを進めます。

⇒ 《取り組み1-1》 緑に関わる機会を増やします (P57 参照)

⇒ 《取り組み1-2》 多様な主体の育成・連携を進めます (P59 参照)



基本方針2 暮らしや様々な活動、 まちづくりに緑を活かしましょう

活かす

市内の緑は、まちに潤いを与えるだけでなく、健康づくり、環境教育・学習、地域交流、さらには子育てや福祉など、暮らしや地域のまちづくりにおける重要な活動の場となります。

本市は、市域のほとんどが市街化し、人口減少、少子化・高齢化の進行、そして厳しい財政状況の中、緑のまちづくりにおいてもこれまでの「つくる」中心の取り組みから、民有地の緑も含めた今ある緑がもつ機能を最大限に引き出し、暮らしや様々な活動、そしてまちづくりに積極的に活用していくことが必要です。

また、市民はもとより多くの人に、豊かな生態系や文化を育む猪名川自然林をはじめとした本市の魅力ある緑について知ってもらい、関心を持って関わってもらうため、市の魅力の向上につながる、訪れたいと思える緑や、子育てしやすいなどの住んでみたい、住み続けたい緑を充実し、さらには市内外の交流人口の拡大に向けて、きめ細かな緑の情報を発信していくことが求められます。

そこで、暮らしの豊かさを実感できるよう、様々な活動の場として緑を活かすほか、まちの魅力となる緑の情報発信を行い、まちづくりに緑を活かします。

⇒ 《取り組み2-1》様々な活動の場として緑を活用します（P63 参照）

⇒ 《取り組み2-2》まちの魅力となる緑の情報を発信します（P66 参照）



基本方針3 まちの緑を守り育て、 次世代へ引き継ぎましょう

守り
育てる

まちの緑は、生物の生息・生育場所や移動空間となるとともに、私たちの暮らしに、気温・湿度の調節や騒音の軽減、大気や水の浄化・循環、豊かな土壌の形成、豊かな文化などの様々な恩恵を与えています。

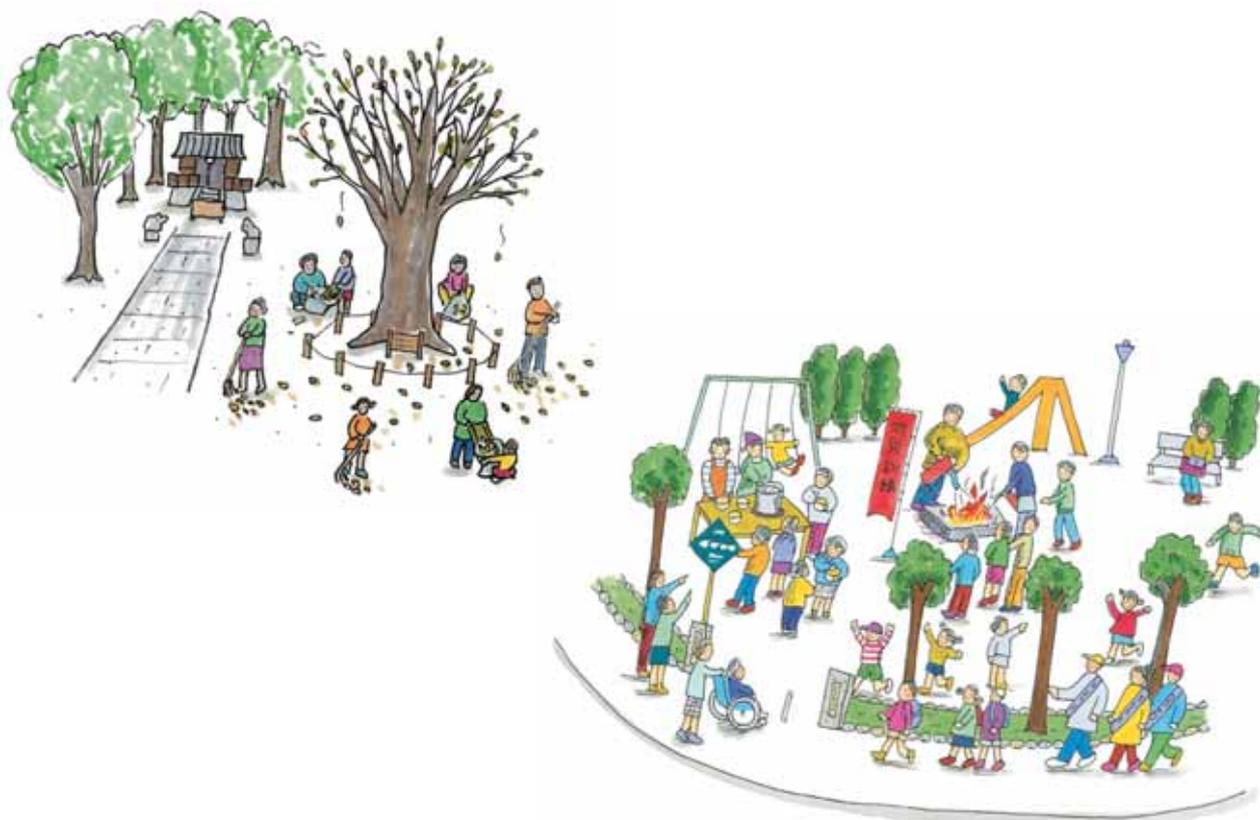
本市には、猪名川自然林といった貴重な自然や、社寺林などの歴史文化と一体となり地域が守ってきた緑、田能・食満地区の農地などの豊かな地域環境の構成要素となっている緑が残されています。これら市民の生活とも結びついている特徴のある緑を、まちの財産として守り育て、暮らしや環境教育・学習などの場として活用し、次世代へと引き継いでいくことが必要です。

また、阪神・淡路大震災を経験するとともに、局地的大雨などの災害が多発し、南海トラフ巨大地震の発生が予測されている中で、防災・減災に向けたまちづくりが求められていますが、防災面での機能強化が遅れている面もあることから、緑が有する延焼防止や避難地などの役割を発揮するよう、また、防犯の観点から、将来にわたって快適に安心して利活用できるよう、まちの緑を守り育て、緑の質を高めていくことが必要です。

そこで、緑のもつ環境や文化、防災などの多様な機能を維持するとともに、さらに発揮するよう、まちの緑を健全に守り育み、次世代へ継承します。

⇒ 《取り組み3-1》緑で豊かなまちの環境や文化を育みます（P68 参照）

⇒ 《取り組み3-2》緑でまちの安心や安全を高めます（P71 参照）



基本方針4 工夫して新たな緑づくりを進めましょう

工夫して
つくる

平坦な地形で山などのまとまった緑がなく、市域のほとんどが市街化している本市では、新たに緑を増やす用地を確保することは非常に困難です。

これまで、市民・事業者の参加や協力を得ながら、様々な緑づくりを進めてきましたが、市民アンケートでは、市民の緑に対する満足度は低めで、市内の緑の量も「少ない」または「やや少ない」と回答した人が多くみられます。

このような中で、緑豊かなまちを形成していくためには、駅前や幹線道路沿いなどの多くの人の目に留まる場所において景観に配慮した魅力的な緑をつくったり、地域に点在する緑をつなげるために、限られた空間の中で工夫して身近な緑を増やすなど、効果的な手法による緑づくりを進めていく必要があります。

そこで、限られた空間の中で、魅力的と思える緑や、身近な緑の充実により、市民が実感・満足できる緑づくりを進めます。

⇒ 《取り組み4-1》人の目をひきつける緑づくりを進めます (P73 参照)

⇒ 《取り組み4-2》身近な緑づくりを進めます (P75 参照)



4 緑のネットワークの考え方

緑の将来像の実現に向けて取り組みを進めていく上で、緑の有する様々な機能を最大限に発揮するように、広域的な視点や動植物の生息・生育空間をつなぐ生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の視点（P46 参照）などを踏まえ、市内の緑を「緑の拠点」、「緑の軸」、「身近な緑」として位置付け、緑のネットワークの充実を図ります。

（1）緑の拠点

緑のまちづくりの取り組みを進める上で重要な拠点となる緑を、緑の拠点として、緑のもつ機能毎に定めます。

緑の拠点では、良好な管理のもと、多様な機能を最大限に引き出し、緑のまちづくりの活動拠点として活かすとともに、周辺へ取り組みを広げていきます。

①環境保全の拠点

多様な生物が生息・生育する良好な自然環境を有する緑、ヒートアイランド現象の緩和や大気浄化など、地域環境の改善に寄与する比較的大規模な緑です。

○主な場所

- ・猪名川自然林・佐璞丘一帯、尼崎 21 世紀の森構想の先導整備地区、西武庫公園一帯

②景観形成の拠点

都市のランドマーク^{*53} や地域のシンボルとなる緑、多くの人が行き交う駅前広場などにおける緑です。

○主な場所

- ・都市美形成上重要な主要駅周辺（JR 尼崎駅、阪神尼崎駅など）
- ・歴史的景観を有する地域（寺町・城内地域、近松公園周辺）
- ・その他都市のランドマークとなる景観を有する地区（武庫川コスモス園など）

③文化・レクリエーションの拠点

市民の様々な活動や交流、学習などの取り組みが行われる緑です。

○主な場所

- ・緑化普及啓発の場となる緑（上坂部西公園、中央公園、西武庫公園、近松公園、宮内公園、大井戸公園、元浜緑地・祇園橋緑地）
- ・運動等のレクリエーションの場となる緑（記念公園、尼崎の森中央緑地、野球場・テニスコート・市民プールなどの有料施設のある公園、武庫川河川敷緑地、魚つり公園など）
- ・文化（史跡）と一体となった緑（猪名川自然林・佐璞丘一帯、近松公園周辺、寺町・城内地域）

④防災の拠点

延焼防止や災害時における避難の場所となる防災上の役割を担う緑です。

○主な場所

- ・地域の防災拠点^{*47}（高田公園、橘公園（補完施設：記念公園、尼崎の森中央緑地）、小田南公園、上坂部西公園）

（2）緑の軸

緑の拠点をつなぎ、広域的につながる連続性のあるネットワーク機能の役割を担う緑を、緑の軸として定め、さらにその場所に応じて「水辺の軸」、「沿線の軸」に分類します。

緑の軸では、既存の緑を引き続き保全していくとともに、沿道や沿線、沿岸の緑化により、軸としての機能を充実していきます。

①水辺の軸

河川や運河、またその周辺における沿岸の遊歩道などの緑です。

○主な場所

- ・武庫川、猪名川をはじめとする河川
- ・臨海部に張り巡らされた運河

②沿線の軸

主要幹線道路上の道路植樹帯、主要鉄道沿線、またその沿道や沿線の民有地の緑です。

○主な場所

- ・主要幹線道路
東西・・・国道2号、国道43号、山手幹線
南北・・・尼崎宝塚線、五合橋線、尼崎池田線、道意線、園田橋線
- ・主要鉄道（阪急神戸線、JR神戸線、阪神本線）

（3）身近な緑

ネットワークの骨格となる緑の拠点や緑の軸の効果を補完し、全市にきめ細やかに取り組みを広げる役割を担う緑を、身近な緑として定めます。

身近な緑では、地域住民の主体による緑のまちづくりの取り組みを進めていきます。

○主な場所

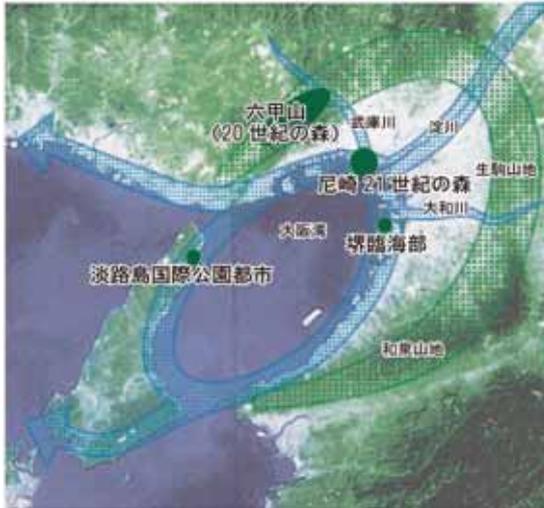
- ・身近な都市公園、公共施設の緑、農地、神社、寺院、商業施設、事業所、住宅地の緑、農業用水路など



図 2-1 緑のネットワーク

(参考) 緑のネットワークの考え方

■ 広域的な視点



- ・本市を流れる武庫川や猪名川は、六甲山系や長尾山地の大きな緑と、大阪湾ベイエリアの大きな水辺を結ぶ重要な役割を担っています。
- ・本市は隣接市と市街地が連担する中で緑の連続性を担保する役割を担っています。
- ・尼崎 21 世紀の森構想では、“水と緑の回廊により環境創造のまちを構成していく”としており、尼崎 21 世紀の森を大阪湾ベイエリアにおける水と緑のネットワークの起点と位置付けています。

図 2-2 大阪湾ベイエリアにおける水と緑のネットワーク
(出典：「尼崎 21 世紀の森構想」)

■ エコロジカルネットワークの視点

- ・「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」(国土交通省、平成 23 年(2011 年)10 月)では、都市における生物多様性の確保が重要であるとし、緑の基本計画において、エコロジカルネットワークの形成をめざすことが効果的であるとしています。
- ・具体的には、中核地区、拠点地区、回廊地区、緩衝地区を適正に配置し、それらの有機的なネットワーク(エコロジカルネットワーク)を形成し、都市における動植物種の円滑な移動を確保し、動植物の個体間の交流や他の個体群との交流の機会を積極的に確保していく必要があるとしています。
- ・本市の緑のネットワークにおいては、以下のように整理します。

- ・六甲山系や長尾山地の大きな緑や、大阪湾の大きな水辺を中核地区と捉える
- ・市内の比較的大きな公園や緑地を拠点地区と捉える ⇒ 《緑の拠点》
- ・武庫川や猪名川などの河川や主要な道路沿いの緑を回廊地区と捉える ⇒ 《緑の軸》
- ・中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在する緑を緩衝地区と捉える ⇒ 《身近な緑》



図 2-3 エコロジカルネットワークの考え方
(出典：国土交通省 HP「人と自然の美しい共生 エコロジカルネットワーク」)

5 公園づくりの考え方

都市公園は、都市におけるまとまった緑として様々な機能を有しており、緑のネットワーク構成においても重要な役割を担っています。緑のネットワークを充実させ、緑のまちづくりをさらに進めていくためには、将来確保すべき都市公園の整備目標を定め、適切に配置していく必要があります。一方で、市街化が進んだ本市では、公園等の用地を新たに確保することは、今後ますます困難な状況にあることから、本市の都市特性に応じた都市公園の整備目標や配置・規模の基準を新たに定めるとともに、都市計画決定されたものの事業化に至っていない都市計画公園・緑地についての考え方を示します。

(1) 都市公園の整備目標

都市公園の面積は、都市公園法の基準（住民一人当たり 10 m²以上）を十分参照した上で、地域の実情に応じて、市町村が基準を定めることとされています。

前回計画では、未供用の都市計画公園・緑地の全ての整備を見込んで、前回計画の目標年次である平成 30 年(2018 年)の都市公園の整備目標を設定していましたが、本計画では、計画期間内に整備が見込まれる都市公園を抽出・集計した上で、目標年次である平成 35 年度(2023 年度)までの整備目標を 205ha (5 m²/人)と設定し、その整備を着実に進めていきます(表 2-1)。

なお、本市が目指すべき将来目標（長期的な目標）については、長期未着手の都市計画公園・緑地の見直しとあわせて、今後、検討を行うこととします。

表 2-1 計画期間内の整備目標

項目	現況 (平成 25 年(2013 年)4 月)	目標年次 (平成 35 年度(2023 年度))
都市公園面積 (市民 1 人当たりの面積)	191.7ha (4.3 m ² /人)	205ha (5 m ² /人)※

※ 平成 35 年度末の想定人口を 400,000 人として試算

(参考) 今後臨海部で整備が見込まれる都市公園以外の緑地

臨海部にある都市公園以外の緑地としては、魚つり公園、のびのび公園（港湾緑地）、運河沿いの緑地（リフレッシュポートあまがさき）などがあり、これらの合計面積は、平成 25 年(2013 年)4 月 1 日現在で 14.3ha あります。

尼崎西宮芦屋港湾計画（兵庫県）では、今後さらに約 25ha の港湾緑地が増える見込みとなっており、都市公園にこれらの港湾緑地などを加えると、平成 35 年度(2023 年度)の一人当たりの面積は、約 6 m²となる見込みです。

(2) 都市公園の配置の考え方

本市では、これまで都市公園法に基づく標準的な配置基準(P53 参照)に基づき、主に土地区画整理事業により、都市公園の整備を進めてきました。しかし、市域の大半で市街化が進み、未利用地が少ないため、公園等の用地を新たに確保し、これまでどおり公園を配置していくことは、今後ますます困難になると考えられます。

一方で、大規模な公園は緑の拠点として、河川敷緑地などの都市緑地は緑の軸として、小規模な公園は身近な緑として、本市の緑のネットワーク構成上、重要な役割を担っており、市域の緑の質を高め、緑のまちづくりを進めていくためには、小規模な公園についてはきめ細やかに、大規模な公園についても偏りなく、適切に配置する必要があります。

アンケート結果では、「歩いて行ける身近な小公園」と「休日に自転車などで行く大きな公園」のどちらも必要と答えた市民は約半数を占めています。年代別に比較すると、「身近な公園」が必要と答えたのは、30～40代の子育て世代や60歳以上の高齢世代に多く、「大きな公園」が必要と答えたのは、特に20代の若い世代に多くみられました(P33 図1-37)。

こうしたことから、本市の都市特性に応じて、都市公園の配置や規模などの基準を、以下の考え方にに基づき、表2-2のように定めます。

■身近な公園及び大規模公園の配置の考え方

《身近な公園（小規模公園）》

- 対象となる公園：街区公園及び近隣公園
 - ・住民が最も身近に利用できる公園です。
- 誘致距離^{*51}：250m
 - ・歩いて行ける距離（250m）に利用できる公園として適正に配置します。
 - ・地区公園、総合公園も、身近な公園の機能があるものとみなし、誘致圏を設定します。
 - ・工業専用地域^{*12}、工業地域（住工共存型特別工業地区^{*18}を除く）及び準工業地域内の工業系指向地域^{*11}についてはこの限りではありません。
 - ・鉄道（高架部分を除く）、主要河川及び一部の主要道路については、誘致圏を分断する要素として考慮します。
- 整備の方針
 - ・身近な公園の未充足地では、その整備を進めます。

《大規模公園》

- 対象となる公園：地区公園及び総合公園
 - ・都市の根幹となり、複合的な機能を有する規模の大きな公園です。
- 誘致距離：2km^{*}
 - ・自転車等で容易に行ける距離に利用できる公園として適正に配置します。
- 整備の方針
 - ・未供用区域のある公園については、適正な規模まで整備を進めます。

(※参考) 1. 幼児、児童、高齢者の自転車時速は11km/h、一般成人、学生は15km/h程度であり、自転車であれば10分程度で到達できる距離である。
 2. 本市は市全域がほぼ平坦な地形で、歩道や自転車道も含めた道路網が発達しており自転車を利用する市民も多い。
 3. 本市の大火災避難場所^{*28}は、避難距離2kmの避難圏を設定した配置としている。

第2章 緑のまちづくりの考え方／5 公園づくりの考え方

表 2-2 都市公園の基準

都市公園法による種別		規模 (標準)	名称	配置	誘致 距離	
住区 基幹公園	街区公園	0.05～1.0ha (0.20ha)	身近な公園 (小規模公園)	児童の利用に加え、高齢者の利用など、住民がもっとも身近に利用できる公園として、「歩いて行ける距離」に適正に配置します	250m	
	近隣公園	1.0～2.0ha (1.5ha)				
	地区公園	2.0ha～ (3.0ha)	大規模公園	都市の根幹となり、身近な公園の機能も併せ持った、複合的な機能を有する公園として、「自転車等で容易に行ける距離」に適正に配置します	2 km	
都市 基幹公園	総合公園	公園の機能を十分に発揮することができる面積				運動公園
	運動公園					
緩衝 緑地等	特殊公園※		公園の機能を十分に発揮することができる面積	特殊公園	既存の価値ある自然などを活かして配置します	
	都市緑地			都市緑地	自然的環境が残る場所や、まちかどなど都市景観の向上を図る位置に配置します	
	広場公園			広場公園	駅前や商業・業務系の土地利用が行われている地域など市街地の中心部に配置します	
	緑道			緑道	主な河川や道路沿い、公共施設を結ぶ位置などに配置します	

※特殊公園：風致公園、歴史公園などの特殊な公園のこと

(参考) 表 2-3 都市公園法による公園種別と内容

種別	内容	本市の都市公園（平成 25 年 4 月）
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	長洲本通ほか 239 公園
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	大物、橘、宮前、中央、浜田川、大庄、浜田、近松、道意、西向島、芦原、尾浜、北雁替、葭島、椀田、猪名川河川敷、田能西、尼崎城址、潮江緑遊
地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	今福、蓬川、潮江、塚口北、大井戸、上坂部西、西武庫
総合公園	都市住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	水明、猪名川、小田南
運動公園	都市住民の主として運動の用に供する公園	記念
特殊公園 (風致公園)	主として風致を享受することを目的とする公園	佐璞丘、猪名川風致
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地	武庫川河川敷緑地ほか 40 緑地
広場公園	主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園	J R 尼崎駅北広場、近松の里北広場、御園広場、アルカイク広場
緑道	災害等における避難路の確保、市街地における安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とする緑地	長洲川緑地、常光寺川緑地、常光寺緑地、大門川緑地、新川緑地、西大物緑地、庄下川緑地

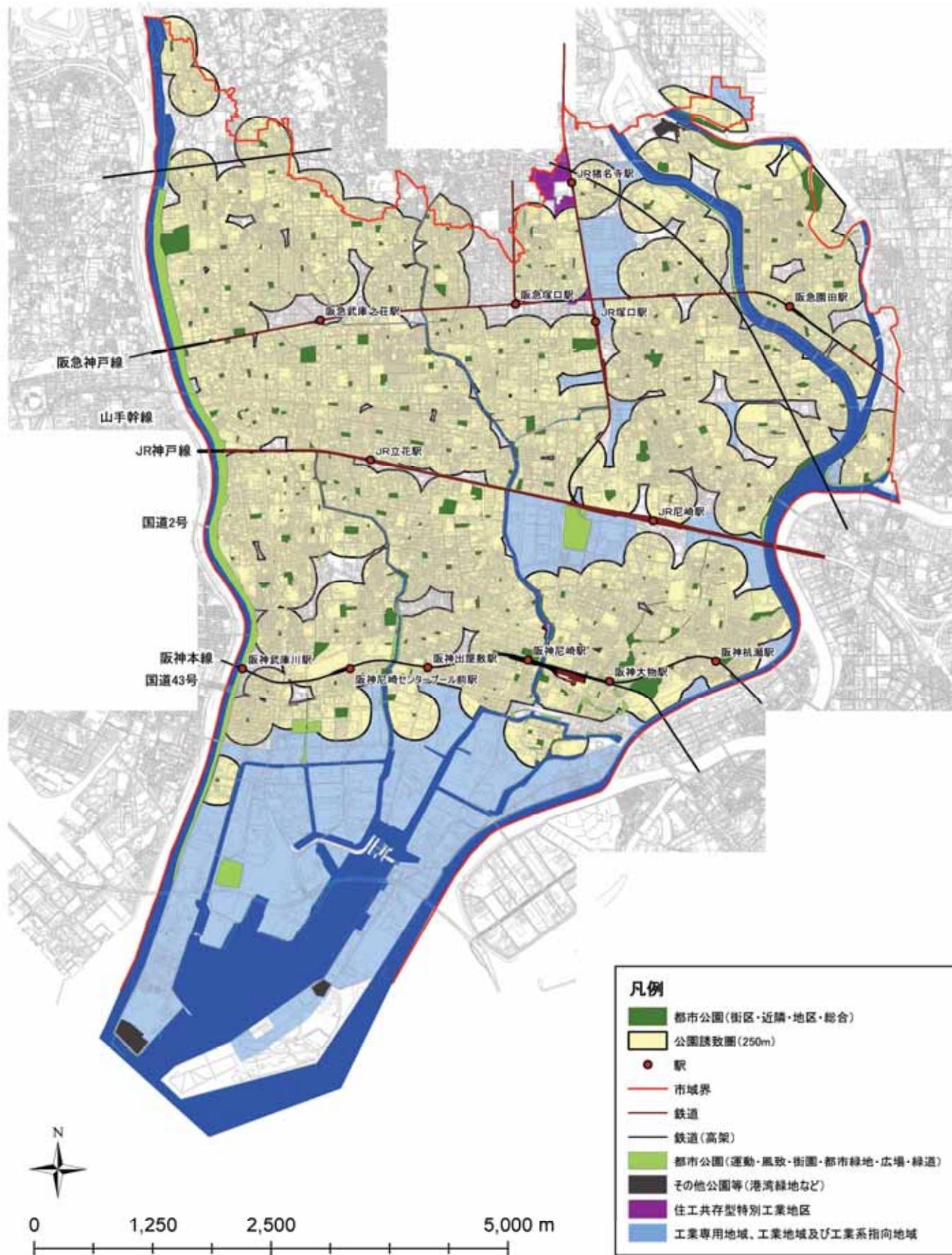


図 2-4 身近な公園(小規模公園)の配置(平成 25 年 4 月現在)

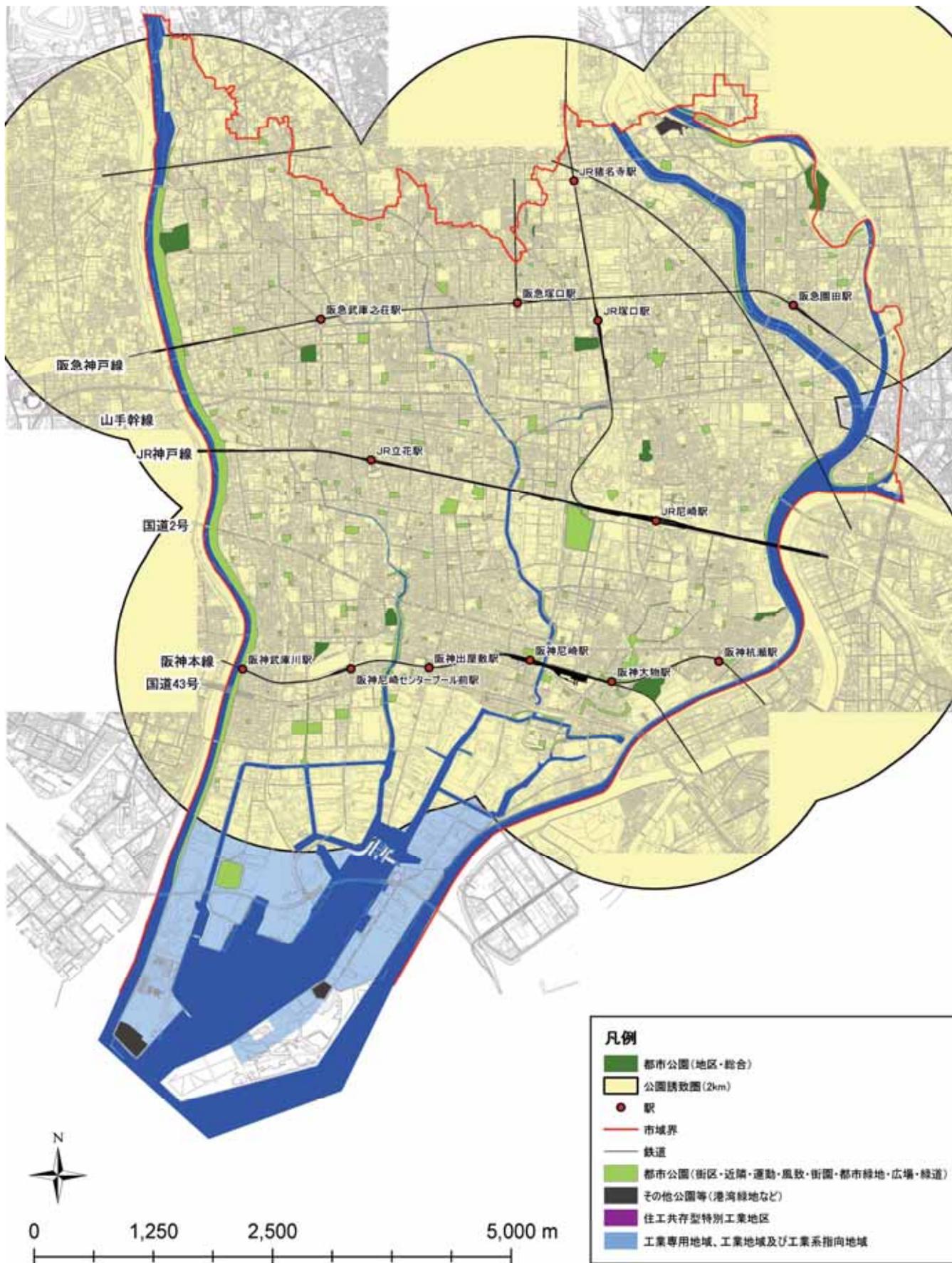


図 2-5 大規模公園の配置 (平成 25 年 4 月現在)

(参考) その他(都市公園以外)の公園・広場について

■ 提供公園

- ・ 開発事業に伴い市に帰属される公園については、周辺の公園の配置状況や整備内容に応じて、都市公園のいずれかの種別に位置付けて整備し、適正に管理します。
- ・ 身近な公園の充足地での開発事業に伴う公園整備のあり方について検討します。



コミュニティ道路と一体的に修景整備された提供公園(南塚口町)

■ 子ども広場

- ・ これまで、都市公園を補完する目的で民有地を借地したり、開発事業に伴い市に帰属されることなどにより設置してきた子ども広場については、周辺の都市公園の配置状況等に応じて、廃止、機能転換を進めます。
- ・ 機能転換にあたっては、地元合意を得て、地域住民が管理・運営する地域コミュニティ機能をもった憩いの場や、花壇など公園機能の一部を特化した広場として利用することなどを考慮します。



子ども広場を廃止した後、地域住民が管理し、活用しているコミュニティ広場(常光寺)

(参考) 都市公園法による都市公園の標準的な配置基準

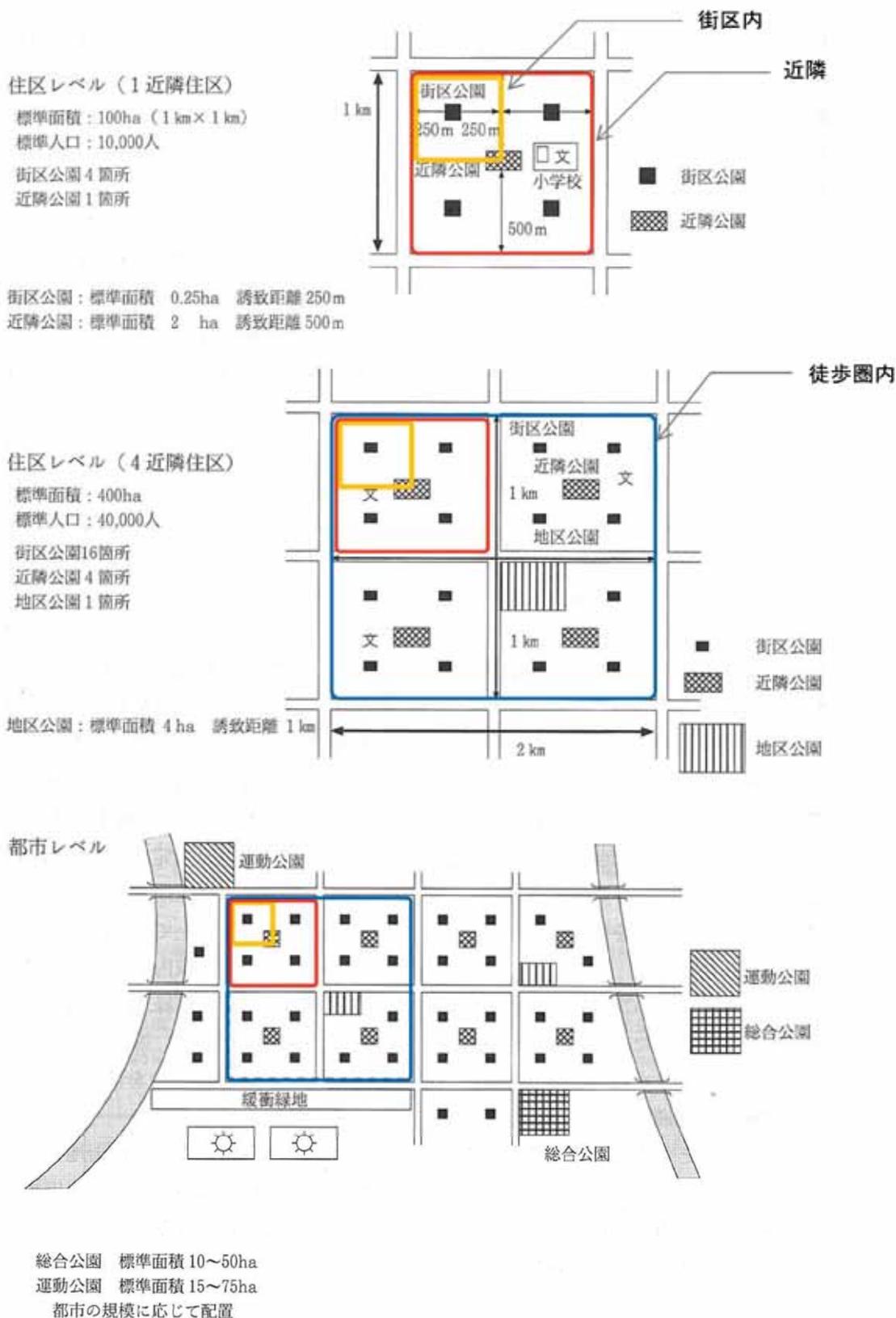


図 2-6 都市公園法による都市公園の標準的な配置基準

(出典：一般社団法人日本公園緑地協会「公園緑地マニュアル」)

(3) 都市計画公園・緑地の見直し

これまでの都市計画は、人口の増加や経済の発展、市街地の拡大を前提として決定されてきました。しかし、過去に都市計画決定されてきた公園・緑地の中には、長期にわたり事業が行われず現在に至っているものがあり、昨今の社会経済情勢を鑑みると、今後も事業化の見込みがたたない状況が続くことが懸念されます。このような中、兵庫県は、平成25年(2013年)9月に「都市計画公園・緑地(市町決定)の検証に関する基本的な考え方」を策定し、県下市町に示しました。

本市においてもこれを受けて、都市計画決定されたものの事業化に至っていない都市計画公園・緑地について、その必要性などを慎重に検証した上で、適切な見直しを進めていきます。

① 見直しに関する基本的な考え方

長期未着手の都市計画公園・緑地について、個々にその必要性、代替性、実現性等を検証し、「存続」又は「廃止」の判断を行います。

② 公園整備プログラム

存続すると判断した都市計画公園・緑地については、計画的かつ効率的な事業実施を図るため、「(仮称)尼崎市都市計画公園整備プログラム」を策定して、その事業着手時期をあらかじめ明らかにします。

表 2-4 都市計画公園の状況 (平成25年(2013年)4月)

種 別		計画	供用	供用率 (%)
街区公園	箇所数 (箇所)	173	162	85
	面積 (ha)	47.2	40.1	
近隣公園	箇所数 (箇所)	23	21	71
	面積 (ha)	39.9	28.5	
地区公園	箇所数 (箇所)	4	4	74
	面積 (ha)	20.8	15.3	
総合公園	箇所数 (箇所)	2	2	28
	面積 (ha)	26.4	7.5	
運動公園	箇所数 (箇所)	2	1	27
	面積 (ha)	37.4	10.2	
風致公園	箇所数 (箇所)	2	2	22
	面積 (ha)	4.1	0.9	
合 計	箇所数 (箇所)	206	192	58
	面積 (ha)	175.8	102.5	

表 2-5 都市計画緑地の状況 (平成25年(2013年)4月)

種 別		計画	供用	供用率 (%)
都市計画緑地	箇所数 (箇所)	10	10	37
	面積 (ha)	166.61	62.11	
		(81.61)	(62.11)	(76)

(備考) 下段の () 書き数字は、計画決定区域に武庫川河川敷緑地の水面部 85ha を含まない場合の数値

